

3 教保第 421 号
3 教義第 677 号
3 感 第 721 号
令和 4 年（2022 年）2 月 7 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長
長野県健康福祉部長

第 6 波における陽性者が発生した場合の学校の対応について（通知）

現在、新型コロナウイルス・オミクロン株の感染拡大により、本県の新規陽性者は 1 週間あたり 4 千人を超え、まん延防止等重点措置が適用されているところです。

また、オミクロン株は感染力が強く、陽性者が確認されたときには既に周囲の者に感染が広がっている可能性があるため、学校においても更なる対策が必要となります。

については、学校内の感染拡大を防ぐため、当面の間、県立学校の臨時休業について別添のとおりとしますので、参考にしてください。

また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症の陽性となった際、濃厚接触者特定のための調査や PCR 等検査に関し、各学校を所管する保健所から協力依頼があった場合は、濃厚接触者候補や重症化リスクのある児童生徒等のリスト作成等について積極的な対応をお願いします。

長野県教育委員会事務局保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	長野県教育委員会事務局義務教育課管理係 （課長）桂本和弘（担当）河手正彦 電話 026-235-7426（直通）内線 4338 FAX 026-235-7494 Email gimukyo@pref.nagano.lg.jp
長野県健康福祉部 感染症対策課 （課長）大日方隆（担当）伊藤博臣 電話 026-235-7148 FAX 026-235-7170 Email kansen@pref.nagano.lg.jp	

3教保第 421 号
3教高第 682 号
3教特第 457 号
3感 第 721 号
令和 4 年（2022 年） 2 月 7 日

県立学校長 様

教 育 長
健康福祉部長

第 6 波における陽性者が発生した場合の学校の対応について（通知）

現在、新型コロナウイルス・オミクロン株の感染拡大により、本県の新規陽性者は 1 週間あたり 4 千人を超え、まん延防止等重点措置が適用されているところです。

また、オミクロン株は感染力が強く、陽性者が確認されたときには既に周囲の者に感染が広がっている可能性があるため、学校においても更なる対策が必要となります。

については、学校内の感染拡大を防ぐため、当面の間、臨時休業について別紙のとおりとします。遺漏のないようお願いします。

また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症の陽性となった際、濃厚接触者特定のための調査や PCR 等検査に関し、各学校を所管する保健所から協力依頼があった場合は、濃厚接触者候補や重症化リスクのある児童生徒等のリスト作成等について積極的な対応をお願いします。

保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	高校教育課管理係 （課長）服部靖之（担当）松原雄一 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp
特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸（担当）勝又和彦 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp	健康福祉部 感染症対策課 （課長）大日方隆（担当）伊藤博臣 電話 026-235-7148 FAX 026-235-7170 Email kansen@pref.nagano.lg.jp

臨時休業について

これまで県立学校においては、濃厚接触者が特定されれば学校を再開していたが、オミクロン株は陽性者から次の人に感染するまで2日（デルタ株は5日）と短く^{*1}、濃厚接触者が特定されても、その時点で既に周囲の者に感染が広がっている可能性がある。

こうしたオミクロン株の特性を踏まえ、学校で陽性者が発生した場合に、仮に次の人が感染していたとしても、それ以上感染が広がらない範囲及び期間を休業とし、集団感染のリスクを下げる必要がある。

また、臨時休業の範囲について、これまでは学校全体の臨時休業を実施することとしていたが、感染の状況により、部活動の中止など学年を超えた活動を制限しているため、学校全体に広がるリスクは低減している。

これらの状況を踏まえ、臨時休業について以下のとおりとする。

- (1) 陽性者が感染可能期間（発症2日前以降が感染可能期間となる（無症状の場合は、検体採取2日前以降））に学校内の行動歴がある場合は、陽性者の最終登校日から5日^{*2}を経過するまで臨時休業とすることを基本とする。なお、具体的な休業期間は、保健所、学校医からの助言や地域の感染状況を踏まえて決定する。

範囲については、まずは学級閉鎖を検討し、感染状況に応じて学年、学校全体の臨時休業を検討する。

※1：新型コロナウイルス感染症アドバイザーレポート

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000888030.pdf>

※2：オミクロン株は、95%が曝露から発症まで0.7日から4.9日

（国立感染症研究所HP：<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10903-bl1529-period.html>）

- (2) 特別支援学校においては、臨時休業及び再開について慎重に対応する。
 (3) 再開の際には、発熱等の風邪症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他感染症対策を一層徹底しながら慎重に対応する。

【臨時休業の範囲・期間のイメージ】

範囲	状況	期間
学級閉鎖	学級内で陽性者が発生した場合	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで
学年閉鎖	学年内で複数の学級を閉鎖する場合	学級閉鎖が複数発生している状況が解消されるまで
学校全体	学校内で複数の学年を閉鎖する場合	学年閉鎖が複数発生している状況が解消されるまで

○基本的なパターン

	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	陽性者の最終登校日	陽性者発症	陽性判明日	臨時休業			学校再開

・発症二日前までに登校歴があるため休業を検討

【参考：現状】

	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	陽性者の最終登校日	陽性者発症	陽性判明日	濃厚接触者特定	臨時休業	学校再開	